

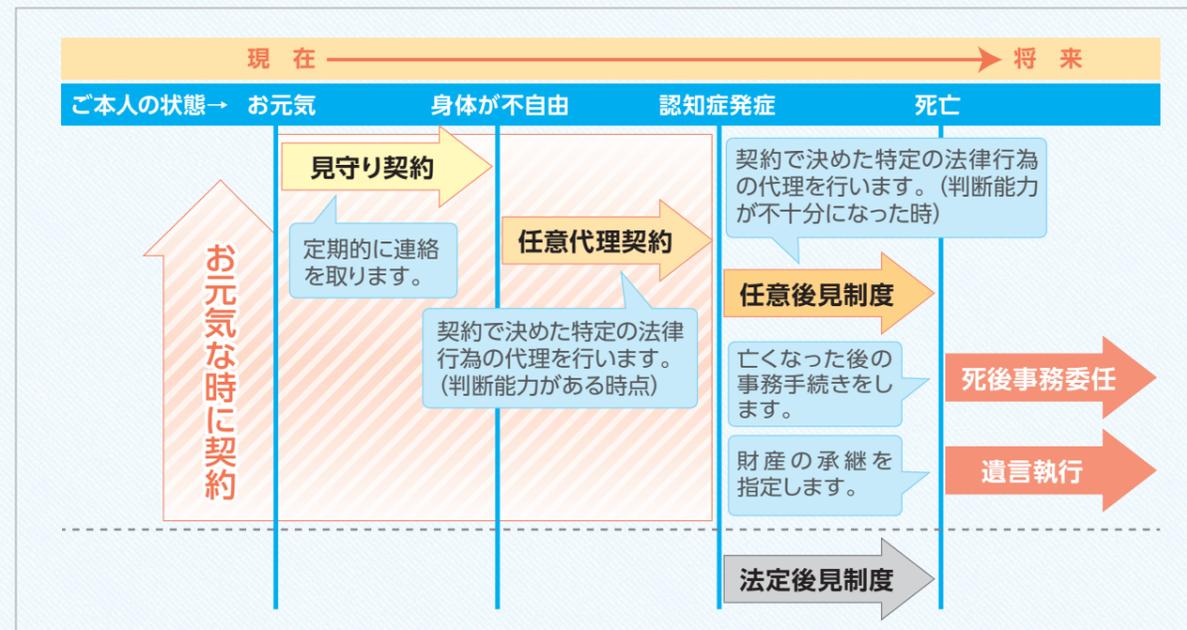
# おひとりさまの 生前対策

## 対策④ 遺言書

- ご自身が亡くなった後、財産を引継ぐものを指定することを、法的効力のある書面にすることです。  
遺言書に任意後見人を遺言執行者に指定することにより、手続きがスムーズに行うことができます。

## 対策⑤ 死後事務委任契約

- ご本人が死亡した後に、ご本人の希望する葬儀、埋葬、死亡届の諸手続き家財道具の処分、親族への連絡などの事務について委任する契約をいいます。  
遺言では主に財産に関することのみ法的効力を有するので、それ以外のことを委任契約で解決します。



今からできる生前対策を、お客様1人1人に合わせてご提案いたします。  
皆様にとって最適な将来を一緒に考え、実現できることを心より願っております。

## ふじた司法書士行政書士事務所

司法書士・行政書士 藤田 宣博

司法書士登録番号 兵庫 第2050号  
行政書士登録番号 第21301328号

WEBサイト  
<https://fujita-legal.com/>

〒673-0844 兵庫県明石市東野町1869番地の1  
TEL 078-940-8855 FAX 078-940-9955



まずはお気軽にご相談ください 営業時間 / 平日 9:00~18:00 (定休: 土日祝)

☎078-940-8855

皆様にとって  
最適な将来を一緒に考え  
実現できるお手伝いを  
いたします



「生前対策」をして不安をなくしませんか？

今はお元気で何でも出来ても、  
いずれ誰かに頼らなければならない時が来ます。  
その時のために今から対策をして、  
安心して老後を迎えましょう。

ふじた司法書士行政書士事務所



## 「生前対策」と聞いて、みなさまはご自身の死後のことを思い起こされていませんか？

しかし、死後のことももちろん大切なことですが、お亡くなりになる前に（すべての人に当てはまるわけではございませんが）**不自由な時期が一定期間存在します。**

この不自由な時期で一番多いのが、**認知症**です。認知症などで意思能力が不十分になると様々な弊害が出てきます。

今はお元気でご自身で何でも出来るかもしれませんが、**いずれ誰かに頼らなければならない時が来ます。**

そうなった時の為に、今から対策をしていくことで、安心して老後を迎えることができます。

弊所ではこの時期の対策を含めて「生前対策」と考えています。



## 具体例・【何も対策をしない場合】おひとり暮らしの方

何もしなければ、ご自身に異変（転倒・認知症の発症や進行・孤独死など）があったとしても、なかなか気づいてもらえない可能性があります。

近所の方などの情報で、気づいてもらえるケースはあると思いますが、この場合に利用できる法的対策（認知症などで意思能力が不十分になった場合）は、**法定後見制度**の利用になります。

### 法定後見制度とは？

- すでに判断能力が衰えている方のために、本人または親族等が家庭裁判所に申立て、「家庭裁判所」が適切な支援者を選ぶ制度です。選ばれた支援者は、本人の希望を尊重しながら、本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。
- 法定後見制度は、判断能力の程度などにより「後見」「保佐」「補助」の3種類があります。
  - ・後見・・・判断能力が欠けているのが通常の状態の方
  - ・保佐・・・判断能力が著しく不十分な方
  - ・補助・・・判断能力が不十分な方



※申立てできる人  
本人・配偶者・  
4親等内の親族・  
市町村長など

## 【事前対策をする場合】

以下の対策により、**老後の不安にトータルで備えることができます。**

しかし、これらの方法は、判断能力があるときに契約をしておかなければなりません。認知症などで判断能力が衰えた後では法定後見制度を利用するしかなくなります。

### 対策① 見守り契約

信頼できる第三者に定期的に連絡をとってもらい、ご本人の健康状態や生活状態などを見守る契約です。

### 対策② 任意代理契約（財産管理等委任契約）

信頼できる第三者に代理人になってもらい財産管理をお願いする契約です。この契約をしておけば、ご本人の代わりに代金の受取りや支払い、要介護認定の申請、介護サービスの契約・契約変更・解除、費用の支払いなどを、代わりに手続してもらえます。



### 対策③ 任意後見契約

- 法定後見制度と違い、ご自身が元気なうち（判断能力が衰える前）に、判断能力低下後の後見人を決めて、契約しておく制度です。
  - ・任意後見契約の効力がスタートするのは認知症等（判断能力低下後）になってからです。
  - ・効力スタート後は任意後見監督人がつき、後見人の職務を監督します。任意後見監督人は、裁判所に報告します。  
※任意後見監督人は裁判所が選任します。

